

募集

学芸補助職員
1名

● 紹介状を9月16日(金)までに提出
● 園俱知安風土館 ☎ 22-66631
● 児童厚生員 1名

● 応募資格／保育士または教員免許
有資格者、2年以上の児童関連事
業従事経験者

● 任用期間／任用日〳〵翌年3月31日

● 業務内容／遊びを通じた生活指
導、レクリエーション活動、児童
館にかかる事務など

● 勤務時間／平日9時〳〵17時30分、
シフト制で週31時間

● 勤務場所／南児童館

● 賃金・待遇／月額12〳〵15万円程度、
通勤手当・賞与有

● 申込方法／履歴書と資格者証の写
し、ハローワークからの紹介状を
提出

● 間こども未来課こども支援係
☎ 56-6116

児童支援員補助職員 若干名

- 応募資格／子育て経験者
- 任用期間／任用日〓翌年3月31日
- 業務内容／児童支援員の補助
- 勤務時間／平日14時～18時、長期休暇期間8時～14時または14時～18時（変更の場合有）※週20時間未満
- 勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ
- 賃金・待遇／時給897〓1019円程度、通勤手当・賞与有
- 申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事がしたい方もご相談ください

問 こども未来課 こども支援係

☎ 55／6116

■応募資格／60歳未満の町内

導と誘導などの交通安全業務

■勤務時間／平日7時30分～9時と13時30分～15時、月によって勤務時間や勤務日数に変更有

■勤務場所／通学路など

■賃金・待遇／月額5～7万円程度

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

関住民環境課生活安全係

☎56—8005

子ども・子育て会議委員の募集

町の子ども・子育て支援施策に関し、幅広い見地からの意見を反映させるため「子ども・子育て会議」の公募委員を募集します。

町の子ども・子育て支援施策に関

- し、幅広い見地からの意見を反映させるため「子ども・子育て会議」の公募委員を募集します。
- 任期／3年間
- 募集人数／1名
- 応募資格／町内に住所を有する子育て支援に理解と関心のある20歳以上の方で会議に出席できる方
- 応募方法／申込書に必要事項を記入し、郵送または子ども支援係へ提出
- 選考方法／応募者多数の場合、提出書類を基に選考
- 応募期限／9月16日(金)まで
- 申込書の入手方法／子ども支援係で配布または町HPからもダウンロード可

問 子ども未来課 子ども支援係

■ 応募資格／普通自動車免許保持者

高年齢者事業団団員募集

■対象者／勤労意欲のある60歳以上の男女

事務局要員 1名

■賃金・待遇／固定給、細部要相談

納税だより

【まずは法人の届出を】

①法人設立（設置）届出書※
②定款
③登記簿謄本または履歴事項全部証明書

※届出書は窓口にあります

問稅務課住民稅係☎ 56 — 8003

【お気軽に納税相談を】

問 稅務課納稅対策室納稅係 ☎ 56 - 8002

9月30日(金)は固定資産税の第3期の納期限です。納め忘れないようにお願いします。

■参加料／無料
■講師／日本パークゴルフ協会指導員およびアドバイザー
■申込／問い合わせにより随時受付※道具貸出可（無料）
■事務局（中田） ☎22―4985
☎090―7516―5678
パークゴルフ場管理棟
☎23―3789

硬式テニス初心者講習会

■主催／倶知安テニス協会
■日時・場所／9月10日(出)9時～11時・サンスポーツランドくつちゃん13日(火)13時～15時・しりべつ川リバーパーク
■対象／高校生以上
■参加費／無料（申込不要）
※雨天中止・ラケット貸出有
興味のある方は、お気軽にご参加ください。会員も随時募集中です。
■園地 ☎080―5061―8576
田村 ☎23―2634

令和4年就業構造基本調査

10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。
この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約54万世帯で、倶知安町では、約30世帯が対象です。
9月下旬から、調査員が調査世帯を訪問しますので、調査の趣旨を理解いただき、回答をお願いします。

消防署からのお知らせ

9月1日は防災の日

9月1日は関東大震災を祈念した防災の日です。
これは広く国民が地震、津波などの自然災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害軽減のために設けたものです。
皆さんの家庭において、防災用品や非常食を備蓄するなど、災害に対する備えは十分にできているでしょうか。災害は忘れた頃にやってくると言われています。今一度、災害に対する備えを整えましょう。
羊蹄山ろく消防組合のHPに倶知安町の防災マップを掲載していますので、各種災害の対応や指定避難所を確認し、有事の際は速やかに避難しましょう。

7月末までの災害出動状況		
	令和4年	令和3年
火災	6件	1件
救急	457件	413件
救助	33件	35件
その他	54件	76件

■園総合政策課総合政策係
☎56―8001

移動式バスケットゴールの更新

総合体育館では、スポーツ振興くじ助成金事業を活用して、移動式バスケットゴール2台の購入を進めており、9月末頃に納品の見込みです。
総合体育館では、今後も利用者の皆さんが快適に利用できるよう、環境の整備に努めていきます。

■園総合体育館 ☎22―2288

新型コロナウイルスワクチン接種証明書のコビニ交付について

マイナンバーカードをお持ちの方は、対象のコビニエンスストアの端末から、有料（発行料120円）で紙による証明書を取得できるようになりました。申請方法・対象店舗などは、厚生労働省HPをご確認ください。



※海外用の証明書取得には要件有
■福祉医療課ワクチン接種推進係
☎22―1144

じゃが太スポーツクラブ「ニセコ山系を歩く」

■内容／ひらふコースの春滝コースと弘法コースの散策
■日時／9月17日(出)8時50分～12時
※集合8時30分・予備日9月24日(出)
■集合場所／サンスポーツランドくつちゃん駐車場
■持ち物／飲料水、軽食、タオル、雨具、手袋、虫よけ対策など
■参加費／1人200円、小学生は100円（高学年を推奨）

まちの事件簿―地域安全ニュース

7月の主な事件

▽町内の飲食店において、カウntaxーの上に置いていた財布から現金が盗まれる事件がありました。
▽町内の飲食店街において、知人の顔を蹴るなどの暴行を加え、けがをさせる傷害事件がありました。
▽町内のキャンプ場において、他の利用者の肩をつかむなどの暴行事件がありました。
7月の主な交通事故
▽7日、国道5号線において、バイクと車の重傷事故が発生しました。
▽10日、国道393号線のトンネル内において、バイクと車の重傷事故が発生しました。

7月末までの町内交通事故発生状況		
	令和4年	令和3年
人身	16件	14件
物損	238件	291件
死者	0名	1名

消費者コーナー 倶知安消費者協会

暑い日が続きましたが、コロナ禍にも負けず元気でお過ごしのことと存じます。協会の関係イベントが、以下のとおり開催されます。

①第59回北海道消費者大会

「ひとに優しいデジタル改革とは」

■場所／札幌市中央区北2西7かでの2.7

■日時／9月9日(金)10時～

■講師／デジタルクリエイター若宮正子さん

若宮さんは現在87歳とのことで高齢者にも優しいデジタル改革を提言されます。

②秋のリサイクル市

■場所／世代交流センター

■日時／10月15日(土)受付、16日(日)に売出し

※日時は現在の予定です。出品物のご用意をお願いします

■消費生活相談室（公民館1階団体室）

■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

ください。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

■園総務課法務支援係 ☎56―8000

生活支援クーポン券は9月中旬以降に発送します

広報8月号でお知らせした「生活支援クーポン券」は、準備の都合上、9月中旬以降の発送となります。

現在発送準備などを進めていますので、もうしばらくお待ちください。

■対象者／令和4年7月31日時点で町内に住民登録をしている方

■クーポン券の額／一人当たり5千円（500円券×10枚）

■配付方法／個人宛てにお届け申請などの手続きは不要です。

詳細は町HPをご覧ください。



■園総合政策課 ☎56―8001

養育費ってなんでしょう。離婚するため、離婚の原因を作った側が、子どもを育てる側に毎月支払うお金でしょうか。

そうではありません。子どもの健全な成長のため、親として支払うお金です。離婚しても、子どもがあなたの子であることに変わりはありません。子どもにとって「お父さん」、「お母さん」は変わらないのです。夫婦は婚姻中、相互に生活保持義務を負い、その生活保持義務は、離婚することでなくなります。両親が離婚しても子どもには関係ありません。子どもにとって「お父さんはお父さん」、「お母さんはお母さん」で、親子の関係はなくなり、互いの費用分担義務、生活保持義務は残ります。それが、養育費です。

ただ、離婚すると、一般に両親は別々に暮らすことになります。そして、法律でも両親の一方が子どもの親権者となります。親権者とならなかった親も子どもと家族であることに変わりはありませんが、共同生活の実態が薄れてしまうからか、親権者とならなかった親が子どもの健全な成長に関心を示さなくなることがあります。この問題に対して、法務省では、離婚後も父母双方を親権者とできるようにすることが検討されているようです。ただ、親権がなくても、「子どもの親」、「子どもと家族」であることに変わりはありません。共同親権が認められる社会になったとしても、共同親権とならなかった親が「うちは共同親権じゃないから、自分は親として子どもと関わらなくていいんだ」という、おかしい誤解が生じないと良いと思います。

養育費ってなんだろう？



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎0135-61-4777
FAX0135-61-4888

人の動き 令和4年7月末現在		
人口	14,591人（前月比 -7）	
男子	7,469人（前月比 -3）	
女子	7,122人（前月比 -4）	
世帯数	7,915世帯（前月比 -9）	
うち外国籍住民	637人（前月比 +6）	